

(別紙)  
令和3年6月10日

アイヌの人々に対する不適切な放送事案を踏まえた  
再発防止に向けた取組について

内閣官房  
総務省  
法務省  
国土交通省  
文化庁

## 1 経緯等

- ・令和3年3月12日に放送された日本テレビ放送網株式会社（以下「日本テレビ」という。）の番組「スッキリ」において、アイヌの人々を傷つける非常に不適切な内容が放送された。
- ・令和元年5月にアイヌの人々に対する差別禁止の規定を設けた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（以下「アイヌ施策推進法」という。）が施行され、また、令和2年7月に北海道白老町に民族共生象徴空間（ウポポイ）が開業し、アイヌの人々に対する国民の認知度が高まってきた中でこのような事案が発生したことは極めて遺憾であり、政府・民間一体となって再発防止のための取組を推進していくことが重要である。
- ・政府としては、直ちに担当部局から日本テレビに対し厳重に抗議するとともに、内閣官房を中心に総務省、法務省、国土交通省、文化庁が参加した再発防止検討会で、このような事態を再び起こさないための対策の検討を行い、以下のとおり再発防止に向けた取組を取りまとめた。併せて、従来から各省が実施してきたアイヌ関連施策についても再点検し、適切な見直し等を行い、国民理解の促進に取り組んでいくこととする。
- ・これらの再発防止に向けた取組については、再発防止検討会等において各方面における実施状況を継続的に検証することで実効性を高めるとともに、必要に応じ追加的な措置を講じていくものとする。

## 2 再発防止に向けた取組

### (1) 日本テレビにおける取組

- ・日本テレビにおいては、令和3年3月18日に会長が、3月22日に社長が定例記者会見で謝罪した後、3月31日には担当取締役から公益社団法人北海道アイヌ協会三役（理事長、副理事長、常務理事）に対して謝罪し、番組制作部門とコンプライアンス部門が連携して取り組む再発防止対策を説明するとともに、全社一体となって、実施可能なものから順次実施しているとこ

(別紙)  
令和3年6月10日

ろ。また、6月6日には、社長が公益社団法人北海道アイヌ協会総会で経緯を説明し、謝罪を行った。

- ・なお、放送への苦情や放送倫理の問題に対応する第三者機関である放送倫理・番組向上機構（以下「BPO」という。）は、4月9日に日本テレビの不適切な放送内容が放送倫理に違反する疑いがあるとして本件を審議することを自主的に決めた。また、公益社団法人北海道アイヌ協会も4月12日に、BPOに対し、本件を日本テレビへの対応及び放送業界全体に係る課題として審議するよう、文書で申入れたところ。今後、BPOにより調査が行われた上で、その結果が日本テレビに通知され、公表される予定である。
- ・今後の日本テレビの再発防止対策の実施状況については、再発防止検討会等において、日本テレビから報告を受けるなど、その実施状況を把握するとともに、必要に応じ内閣官房、総務省、法務省、その他関係省庁が適切な対応を行う。

## (2) 放送業界への対応

- ・総務省及び関係省庁から一般社団法人日本民間放送連盟及び日本放送協会（NHK）に対し、差別や人権侵害を防止する必要性について改めて理解し配慮するよう要請する。また、その後の実施状況について適切に把握する。

## (3) アイヌ関連施策の充実・強化等

- ・法務省による人権啓発活動等の一層の充実・強化を図る。例えば、法務省主催の国家公務員向け研修において、アイヌの人々に対する差別をテーマとして取り上げ、更なる理解の促進を図るほか、アイヌの人々に関する人権相談について、関係機関間の緊密な連携等相談対応の充実を図る。
- ・差別の背景にある貧困や生活格差の是正に向けて、これまでも生活向上対策事業を実施してきているところであるが、改めてその実施状況を点検し必要な措置を講じる。
- ・国土交通省及び文化庁において、アイヌ文化の復興・創造等の拠点である民族共生象徴空間（ウポポイ）を活用した情報発信や国立アイヌ民族博物館を通じた啓発事業の一層の充実・強化を図ること等により、アイヌの人々の歴史、文化について国民の理解を促進する。例えば、博物館と学校をインターネット回線でつなぎリアルタイムで質問等に答える遠隔授業の実施や博物館を活用した教員向けの研修機会の提供などの取組の拡充、児童生徒のアイヌに関する学習の理解を深めるために効果的な副教材の作成等を行う。

(別紙)  
令和3年6月10日

- ・これらの再発防止に向けた取組については、内閣官房及び関係省庁を通じ、全国の地方公共団体、教育委員会等に対して周知を図るとともに、関連する施策の充実、職員向けの研修の実施等、必要な取組を求めるものとする。

(4) 東京オリンピック・パラリンピックの機会を捉えた情報発信等

- ・アイヌ施策推進法の目的であるすべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、国際的な注目度の高い東京オリンピック・パラリンピックの機会を捉え、アイヌ舞踊をはじめとして、木彫、刺繍などの世界的にも認められた卓越したアイヌ文化やアイヌの歴史等について、国内外に積極的に情報発信する。

以 上